

河川堤防の刈草はいかがですか？

【堤防除草で発生する刈草を無償で提供します】

国土交通省岩手河川国道事務所一関出張所では、北上川や支川の堤防除草を年2回実施し、堤防の変状を確認しています。

除草により発生する刈草は、家畜への飼料や敷き草、家庭菜園などの堆肥に利用できるため、必要とする地域の皆さんに無償で提供します。



岩手河川国道事務所一関出張所では、北上川本川をはじめ砂鉄川、磐井川などの支川を管理しており、管理延長は本川、支川あわせて49.6kmに及びます。そのうち、堤防の延長は約56kmあり、除草面積は約180万㎡になります。堤防除草は年2回実施しており、1回目は5～6月、2回目は8月～10月頃実施しています。今回1回目の堤防除草に伴い発生する刈草を無償提供します。提供を希望する方は、下記の岩手河川国道事務所をご覧頂か、問い合わせ先までご連絡ください。刈草の有効活用は、堤防を維持管理する費用の縮減に寄与することはもちろんのこと、CO2の削減や有機物循環利用にも貢献できます。

提供イメージ：刈草ロール

サイズ：Φ500(縦約50cm)、W700(横約70cm)
 約20kg

提供期間：第1小堤：6月28日(月)頃～
 第2小堤：6月21日(月)頃～

※天候によって前後することもあります。
 ※無くなり次第終了いたします。
 ご了承ください。



【申し込みについては、下記の岩手河川国道事務所HPよりご覧下さい。】

http://www.thr.mlit.go.jp/bumon/kisya/kisyah/images/87154_1.pdf

問い合わせ先：一関出張所 TEL 0191-23-2435